

令和6年度 「西区ボランティア活動助成金」実施要綱

1. 目的

この要綱は、区内の地域福祉の推進に寄与することを目的とした社会福祉に関するボランティア活動に対して助成を行うため定めるものである。

2. 助成の対象

西区社会福祉協議会（以下、当会という）のボランティア・市民活動センターに登録し、当会との連携をもちながら地域福祉の推進に貢献しているボランティアグループ。

また、令和6年度分の大阪市ボランティア活動振興基金の助成金を申請していないボランティアグループ。

- 1) 1グループ申請金額は1万円以内とする。
- 2) 1グループ限度額は、年間助成金総額を申請グループで分ける。
- 3) その他委員長が特に必要と認めた場合

3. 対象となる事業内容

ボランティアグループが円滑な活動を継続的に行うための必要な経費
(西区社協が開催する事業により、使用する材料等については社協が負担します)

4. 申込み方法

「西区ボランティアグループ活動助成金」申請書（別紙）を当会に提出すること。
(金額は今年度の活動予定に基づき各グループで算出のこと、また自己資金（収入合計額の1割以上）の記載は必須事項とする。)

5. 申込み期間

令和6年3月25日（月）～4月26日（金）

6. 審査

西区ボランティア・市民活動センター運営委員会に諮り助成額を決定します。
なお助成されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7. 交付日

令和6年7月（予定）

8. 事業報告

令和7年4月25日（金）までに精算報告書を西区ボランティア・市民活動センターに提出すること。

その際、経費と認められない費用については、除外する。また余剰金が出た場合は返還すること。

【人件費・慶弔費・飲食代などの自己負担すべき経費については対象外】